

データ利活用基盤構築業務委託に係る入札説明書

令和4年7月

山梨県

目 次

1	総合評価一般競争入札に付する事項	1
2	入札参加資格	1
3	入札説明書等の交付	2
4	入札説明会	3
5	入札参加資格の確認	3
6	入札参加資格審査結果の通知	3
7	質問及び回答	4
8	提案書等の作成等	4
9	入札手続き等に関する事項	5
10	無効の入札書	6
11	落札者の決定	7
12	ヒアリングの実施	7
13	技術提案書等の評価	7
14	入札保証金及び契約保証金	7
15	契約等に関する事項	8
16	その他	8

◇入札説明書添付資料◇

- 【様式第1号】 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書
- 【様式第2号】 誓約書
- 【様式第3号】 役員名簿
- 【様式第4号】 構築業務体制証明書
- 【様式第5号】 入札参加資格確認結果の郵送先
- 【様式第6号】 共同企業体協定書
- 【様式第7号】 データ利活用基盤構築業務委託に係る入札に関する質問票
- 【様式第8号】 データ利活用基盤構築業務委託に係る提案書
- 【様式第9号】 提案者概要書
- 【様式第10号】 入札書
- 【様式第11号】 委任状
- 【様式第12号】 入札辞退届

- 別紙1 データ利活用基盤構築業務委託仕様書
- 別紙2 データ利活用基盤構築業務委託技術提案書作成要領
- 別紙3 データ利活用基盤構築業務委託に係る落札者決定基準
- 別紙4 データ利活用基盤構築業務委託契約書（案）

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）、山梨県の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年山梨県規則第76号）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、山梨県が発注する調達契約に関し、総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

データ利活用基盤構築業務委託（以下「本構築業務」という。）

(2) 業務の内容

データ利活用基盤構築に係る業務。なお、詳細は、別紙1「データ利活用基盤構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び別紙2「データ利活用基盤構築業務委託技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

山梨県庁及び知事が指定する場所

(5) 予算上限額

本構築業務に係る経費としての想定額45,012千円（消費税込み）。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、技術提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。

(1) 入札に参加する企業形態は、次に掲げるものとする。

ア 単体企業

イ 共同企業体（以下「JV」という。）

(2) 参加資格要件

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

カ この公告の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 令和4年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和4年山梨県告示第50号）に定める競争入札に参加することができる者であること。

※一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会並びに申請書の提出先

（郵便番号） 400-8501

（所在地） 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（機関名） 山梨県出納局管理課調度担当

（電話番号） (055) 223-1395

(5) 本構築業務を実施する組織（部署）において、JIS Q 27001（ISO/IEC27001）又はプライバシーマーク制度に基づく認証を取得していること。

(6) 地方公共団体が実施するスマートシティプロジェクト等におけるデータ連携基盤構築の実績がある者。またはこれと同等以上のプロジェクトの実績がある者。

(7) 次に掲げる条件を備える技術者を配置（専任）すること。

ア 業務全体を統括する責任者

地方公共団体が実施するスマートシティプロジェクト等におけるデータ連携基盤構築のプロジェクトマネジメントを経験していること。またはこれと同等以上の知識及び能力を有すること。

イ 作業管理者

プロジェクトマネジメントの領域の専門性を保有し、プロジェクトマネジャー（またはリーダー）の指導の下でプロジェクトマネジメントを実践している経験を有すること。またはこれと同等以上の知識及び能力を有すること。

(8) JVにあつては、構成員のすべてが（2）から（4）までの要件を満たすとともに、次のいずれにも該当すること。また、（5）、（6）及び（7）アについては代表構成員が該当することとし、

（7）イについては構成員のいずれかが該当すること。なお、JVの構成員は、他のJVの構成員として、又は単独により本入札に参加することはできないものとする。

ア JVの構成員数は3者以内であること。

イ JVの代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付期間

公告日から令和4年8月12日（金）午後5時まで

(2) 交付場所

山梨県知事政策局DX推進グループのホームページにて公開する。

URL https://www.pref.yamanashi.jp/dx/data_rikatuyou_kiban.html

4 入札説明会

本件調達では、入札説明会を実施しない。

5 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、様式第1号の総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。なお、提出された申請書類は返却しない。

(1) 申請書の提出期間及び提出場所は次のとおりとする。

- (提出期間) 公告日の翌日から令和4年8月12日（金）まで
ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (郵便番号) 400-8501
- (所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階
- (機関名) 山梨県知事政策局DX推進グループ
- (電話番号) (055) 223-1720

(2) 申請書の提出は、郵送又は持参によるものとする。

(3) 申請書に次の書類を添付すること。

ア 2(4)を証した書類の写し

※令和4年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の二により申請中の場合は、「競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で、すみやかに提出すること。

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 役員名簿（様式第3号）

2(4)の資格の有無にかかわらず、役員名簿が未提出の場合提出すること。

エ 2(5)を証した書類の写し

オ 構築業務体制証明書（様式第4号）

2(7)の業務全体を統括する責任者及び作業管理者の資格及び業務経験が分かる資料を添付すること（様式自由）。

カ 入札参加資格審査結果の通知の郵送先（様式第5号）

キ 会社概要パンフレット

ク J Vの場合は、その結成を証する共同企業体協定書（様式第6号）

ケ J Vの場合、上記アからウまで及びキについては、構成員すべての分を提出すること。

6 入札参加資格審査結果の通知

(1) 入札参加資格確認の結果通知は郵送により、申請書を提出した者に通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和4年9月8日（木）午後4時までに知事宛の書面（様式自由）を5(1)に示す提出場所に持参すること。理由は書面により回答する。

- (3) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日から10日以内に山梨県政府調達苦情検討委員会に、書面により苦情を申し立てることができる。

7 質問及び回答

(1) 受付期間

入札公告の日の翌日から令和4年8月23日（火）午後4時まで

(2) 質問方法及び質問送付先

様式第7号を用い、電子メールによるものとする。次の送付先へメールを送信後、電話にて本県側の受信を確認すること。なお、質問は日本語で作成すること。

(送付先) 山梨県知事政策局DX推進グループ

(電子メール) dx@pref.yamanashi.lg.jp

(電話番号) (055) 223-1720

(3) 質問に対する回答

質問に関する回答は日本語にて一覧形式で作成し、入札説明書等の交付を受けた者全員に対して電子メールにて回答する。回答を受領した場合には、速やかに受領確認メールを送信すること。なお、質問への回答は随時行うが、最終回答期限は令和4年8月30日（火）午後4時とする。

8 提案書等の作成等

入札者又はその代理人は、次に掲げる提案書等を作成し提出しなければならない。入札者又はその代理人は、本「データ利活用基盤構築業務委託に係る入札説明書」（以下「本説明書」という。）及び作成要領を熟覧のうえ提案書等を作成しなければならない。提出後、本説明書及び作成要領についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札をもつて行うため、次の提案書等を提出すること。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ア データ利活用基盤構築業務委託に係る提案書（様式第8号） | 1部 |
| イ 提案者概要書（様式第9号） | 1部 |
| ウ 技術提案書 | 16部 |
| ※作成要領において添付することとされている様式を含む。 | |
| エ 入札書（様式第10号） | 1部 |
| オ 委任状（様式第11号） | 1部 |

※代理人が入札する場合のみ提出すること。

(2) 提出日時、場所及び提出方法

ア 提案書等を持参により提出する場合

(ア) 日時

令和4年9月6日（火） 午後1時から午後4時00分まで

(イ) 場所

- (所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県庁北別館4階マルチメディアルーム
- (機関名) 山梨県知事政策局DX推進グループ
- (電話番号) (055) 223-1720

(ウ) 提出方法

提案書等のうち入札書は、封筒に入れ密封し、当該封筒の表に企業名又は共同企業体名を記載し、「令和4年9月6日開札 データ利活用基盤構築業務委託に係る入札書在中」と朱書すること。

イ 提案書等を郵送により提出する場合

(ア) 日時

令和4年9月5日(月) 午後5時必着のこと

(イ) 場所

(郵便番号) 400-8501

(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館3階

(機関名) 山梨県知事政策局DX推進グループ

(電話番号) (055) 223-1720

(ウ) 提出方法

提案書等のうち入札書は、封筒に入れ密封し、当該封筒の表に企業名又は共同企業体名を記載し、「令和4年9月6日開札 データ利活用基盤構築業務委託に係る入札書在中」と朱書すること。当該封筒と入札書以外の提案書等を同封のうえ密封し、書留親展により郵送すること。

9 入札手続き等に関する事項

入札者又はその代理人は、本説明書を熟覧のうえ入札しなければならない。入札後、本説明書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。なお、入札価格が著しく低かった場合については、「データ利活用基盤構築業務委託入札価格調査実施要領」に基づき、業務内訳書(見積書)の提出を求めるなど、厳正な審査を行う。

(1) 開札の日時及び場所

(日時) 令和4年9月6日(火) 午後4時00分

(場所) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁北別館4階マルチメディアルーム

(2) 入札者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(様式第10号)を提出しなければならない。

ア 入札金額(入札金額の最上位の位の左側の欄には「¥」マークを記入すること。)

イ 入札回数

ウ 入札年月日

エ 入札者本人の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印。
(外国人の場合は署名を含む。以下同じ。)ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。

オ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

- (4) 入札者又はその代理人の入札金額は、1 (3) 履行期間における委託料の総額とする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができない。
- (7) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し又はこれを中止することがある。
- (8) 開札には、入札者又はその代理人が出席しなければならない。ただし、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）が認めた場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (9) 開札場には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び（8）の立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- (10) 入札者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (11) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書及び当該入札への参加資格を有することを証した書類を提示するとともに、代理人においては、委任状（様式第11号）を提出しなければならない。
- (12) 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (13) 開札場において、次の各号に掲げる事項に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (14) 入札者又はその代理人は、当該入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (15) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合（出席していない入札者又はその代理人が再度入札を辞退した場合を含む。）にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (16) 入札の回数は2回を限度とし、再度入札の結果、落札者がいないときは入札を中止する。この場合、異議の申し立てはできない。

10 無効の入札書

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名、入札金額のない入札書
- (3) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。）
- (4) 代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 件名の表示に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書

- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 入札公告において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (9) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 当該入札に対する同一人の2つ以上の入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書
- (12) 開札時に、入札参加資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき
- (13) 山梨県財務規則第129条各号のいずれかに該当する入札書

1.1 落札者の決定

(1) 事業者選定委員会の設置

8(2)に示す提案書等の提出期限後、データ利活用基盤構築業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、落札者決定基準に基づき、厳正な審査を行う。なお、選定委員会による審査は、非公開により行う。

(2) 落札者の決定

落札者は、地方自治法施行令第167条の10の2第5項の規定により、学識経験者の意見を聴いた上で決定することとし、落札者を決定したときは速やかに書面により通知する。また、落札者以外の者については、落札者及び名宛人以外の応札者名を伏せた上、各応札者の入札価格点及び入札価格以外の評価点等を通知する。

(3) 落札者の取消

落札者が、15(1)で定める日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。落札の決定を取消したときは、次点の者と地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定により随意契約するものとする。

1.2 ヒアリングの実施

- (1) 選定委員会において、技術提案書の記載内容の詳細や不明点を把握するため、9(1)の開札後、予定価格の制限の範囲内の入札者による技術提案書のヒアリングを非公開により実施する。
- (2) ヒアリングの日時、場所等詳細は、別途、通知する。
- (3) ヒアリングの時間は、1提案につき1時間程度とする。
- (4) ヒアリングの参加者は、2(7)アの業務全体を統括する責任者を含めた5名までとする。

1.3 技術提案書等の評価

選定委員会において、技術提案書を「落札者決定基準」に基づき評価する。

なお、同基準に基づき評価した結果、仕様書の要件について記載がない、もしくは記載はあるが要件を満たしていない項目が一つでもあれば不合格とする。

1.4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。

ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、山梨県財務規則第120条第1項の規定により、違約金を徴収するものとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約日までに納付すること。

ただし、山梨県財務規則第109条の2第1項各号に該当する場合は免除する。免除を希望する場合は、その旨の書面をすみやかに提出すること。

15 契約等に関する事項

(1) 契約書の作成手順

ア 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、別に指定する期日までに契約書の取りかわしをするものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに山梨県知事が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

ウ イの場合において山梨県知事が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

オ 山梨県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

カ 山梨県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続が開始された場合、契約手続の中断、停止等を行う場合がある。

(2) 契約条項

別紙4「データ利活用基盤構築業務委託契約書(案)」のとおり。

16 その他

(1) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札書が無効となったものは、当該入札に再度参加することはできない。

(3) 入札書の宛名は、山梨県知事とすること。

(4) 提出された書類などは、一切返却しない。

(5) 入札参加の辞退

「総合評価一般競争入札参加資格確認申請書」提出後、入札参加を辞退する場合は、「入札辞退届」(様式第12号)を提出すること。

(6) 落札者が契約締結までの間に「2 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

◇入札説明書添付資料◇

- 1 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- 2 誓約書（様式第2号）
- 3 役員名簿（様式第3号）
- 4 構築業務体制証明書（様式第4号）
- 5 入札参加資格確認結果の郵送先（様式第5号）
- 6 共同企業体協定書（様式第6号）
- 7 データ利活用基盤構築業務委託に係る入札に関する質問票（様式第7号）
- 8 データ利活用基盤構築業務委託に係る提案書（様式第8号）
- 9 提案者概要書（様式第9号）
- 10 入札書（様式第10号）
- 11 委任状（様式第11号）
- 12 入札辞退届（様式第12号）

- 別紙1 データ利活用基盤構築業務委託仕様書
- 別紙2 データ利活用基盤構築業務委託技術提案書作成要領
- 別紙3 データ利活用基盤構築業務委託に係る落札者決定基準
- 別紙4 データ利活用基盤構築業務委託契約書（案）